

相楽中部消防組合公告

一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和3年3月8日

相楽中部消防組合 管理者 河井 規子

記

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称 相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎建設工事建築等設計業務委託
- (2) 業務番号 2-相楽-7
- (3) 業務履行場所 京都府木津川市城山台九丁目地内
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和4年9月30日まで(予定)

2 業務概要 相楽中部消防組合消防本部(署)新庁舎建設工事建築等設計業務委託

- (1) 建築基本・実施設計 一式
- (2) 造成予備・詳細設計 一式
- (3) 急傾斜地崩壊防止工予備・詳細設計 一式
- (4) 測量調査
- (5) 地質調査
- (6) 地歴調査

3 予定価格 金250,389,000円(税抜き)

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2

相楽中部消防組合消防本部 総務課

電話番号(0774)75-1380

ファクシ番号(0774)73-8199

e-mailアドレス soumu@sourakuchubu119-kyoto.jp

5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- (3) 相楽中部消防組合の組合を組織する木津川市、笠置町、和束町及び南山城村（以下「構成市町村」という。）で定める暴力団排除条例の定義で規定する暴力団員等ではないこと。
- (4) 6で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限の最終日から開札日までの期間において、本消防組合、構成市町村又は京都府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者であること。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定による登録で、「都市計画及び地方計画部門」及び「土質及び基礎部門」の登録を受けている者であること。
- (8) プライバシーマーク（Pマーク）の付与又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を受けている者であること。
- (9) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行っていない者であること。
- (10) 相楽中部消防組合又は構成市町村のいずれかにおける測量・建設コンサルタント等業務に係る令和2年度競争入札参加有資格者で、次の要件を全て満たす者であること。
 - ア 測量業務の「測量一般」を希望していること。
 - イ 建築関係建設コンサルタント業務の「建築一般」を希望していること。
 - ウ 土木関係建設コンサルタント業務の「都市計画及び地方計画」及び「土質及び基礎部門」を希望していること。
 - エ 入札参加資格審査申請書提出時の建築関係建設コンサルタント業務に係る直前2か年間の年間平均実績高が予定価格（税込み）以上であること。
- (11) 本業務を履行する上で、次の要件を満たす自社と直接的かつ恒常的な雇用関係（3箇

月以上の雇用関係)のある管理技術者及び照査技術者及び主任技術者(ただし、オは除くことができる。)を配置できる者であること。なお、照査技術者は他の技術者と兼ねることはできない。

ア 管理技術者は下記に定める資格及び「建築設計業務委託特記仕様書」2-(3)-注8)における平成20年度以降の同種業務の実績を有する者とする。

一級建築士

イ 照査技術者は「土木設計業務委託特記仕様書」2. 照査技術者の資格要件(2)における資格を有する者とする。

ウ 測量業務に関わる主任技術者は「測量業務特記仕様書」(1)-ウにおける資格を有する者とする。

エ 地質調査業務に関わる主任技術者は「地質調査業務特記仕様書」(1)-ウにおける資格を有する者とする。

オ 建築設計業務に関わる主任技術者(意匠)は一級建築士の資格及び「建築設計業務委託特記仕様書」2-(3)-注8)における平成20年度以降の同種業務の実績を有する者とする。

カ 造成設計業務に関わる主任技術者は「土木設計業務委託特記仕様書」3. 主任技術者の資格要件(1)の資格を有する者とする。

キ 急傾斜地崩壊防止工設計業務に関わる主任技術者は「土木設計業務委託特記仕様書」3. 主任技術者の資格要件(2)の資格を有する者とする。

(12) 平成20年度以降において、次に掲げる全ての要件を満たす国、地方公共団体、又は地方公共団体の組合が発注した業務について元請としての業務実績(完了しているものに限る。)を有している者であること。

ア 消防署に関する新築又は改築の建築実施設計

イ 急傾斜地崩壊防止工の詳細設計

(13) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。

以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等

をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア プライバシーマーク(Pマーク)の付与又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を証明する書類の写し

イ 測量業者登録通知又は測量業者登録証明書の写し

ウ 「一級建築士事務所」の登録の通知の写し

エ 建設コンサルタント「都市計画及び地方計画」の登録の通知の写し

オ 建設コンサルタント「土質及び基礎部門」の登録の通知の写し

カ 配置予定技術者調書(様式2)

キ 相楽中部消防組合又は構成市町村のいずれかにおける競争入札参加資格を有する事の証明書類(競争入札参加資格申請書写し又は受領書写し等)

ク 業務実績調書(様式3)

(3) 資格審査資料のうち配置予定技術者調書は次に従い作成すること。

ア 配置予定技術者調書

5の(11)に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式2-1~様式2-7に記載すること。また、配置予定技術者の資格を証明する書類(技術士登録等証明書の写し等)を併せて添付すること。

また、本入札においては、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格を記載することができるが、すべての候補者について条件を満たしていること。

イ 新庁舎建設工事建築等設計業務委託に係る業務実績調書

5の(11)(12)に掲げる資格があることを判断できる新庁舎建設工事建築等設計業務委託に係る業務の実績を各1件以上、様式3-1～様式3-4により作成すること。

なお、配置予定技術者の資格を証明する書類並びに記載した業務の履行及び内容が確認できる書類（測量調査設計業務情報システム（TECRIS）へ登録済みの業務カルテ、契約書、仕様書、管理技術者届等の写し等）を併せて添付すること。

7 入札手続等

手続等	期間・期日・期限 等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	令和3年3月8日(月) から 令和3年3月19日(金)まで	共通事項1の とおり
図書等の閲覧期間	令和3年3月8日(月)から 令和3年4月23日(金)まで	共通事項1の とおり
入札参加資格確認申請書等の提出期限及び郵送先	令和3年3月15日(月)午前9時から 令和3年3月26日(金)午後4時まで(必着) 〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2 相楽中部消防組合消防本部総務課	共通事項2の とおり
質問の受付	令和3年4月7日(水)正午まで (ファクシミリによる提出) F a x : 0774-73-8199	共通事項4の とおり
質問に対する回答	令和3年4月12日(月) 午後4時頃 回答方法 ファクシミリ回答による。	共通事項4の とおり
入札参加資格確認通知書発行予定日	令和3年3月31日(水)	
入札書及び業務費内訳書の提出期限及び郵送先	令和3年4月22日(木)午後5時まで(必着) (簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。) 〒619-0214 京都府木津川市木津白口10番地2 相楽中部消防組合消防本部総務課	共通事項5の とおり
開札の日時及び場所	令和3年4月23日(金)午前10時から 郵便入札 京都府木津川市木津白口10番地2	共通事項5の とおり

8 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

9 落札者の決定方法

開札は、入札参加者のうち、あらかじめ入札関係職員がくじにより決定し通知した3者を立ち合わせて行い、税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

また、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある時は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

なお、当該入札者が開札立会者として入札場にいる場合はその者がくじを引き、開札立会者でない場合は当該入札事務に関係の無い職員が代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 支払条件

(1) 前払金

無

(2) 部分払

無

(3) 随意契約により締結する予定の有無

無

11 その他

(1) 1から10までに定めるもののほか、相楽中部消防組合契約事務規則を遵守すること。

(2) 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は、入札に参加を希望する者が1者の場合、又は、災害その他のやむをえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。

(3) 本入札において、5の(10)に規定する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当するすべての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除くすべての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

一般競争入札公告共通事項

1 設計図書の入手方法等

(1) 確認申請書等の入手方法

ア 原則として、該当の公告に示す配布期間に、相楽中部消防組合のホームページ (<http://www.sourakuchubu119-kyoto.jp>) からの入札公告・入札情報をダウンロードすること。

イ やむを得ず窓口配布を希望する場合は、該当の公告に示す配布期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所へ問い合わせの上、入手すること。

(2) 図書等の閲覧

ア 閲覧図書については、相楽中部消防組合のホームページからダウンロードできる。

イ 閲覧図書の全部については、該当の公告に示す閲覧期間（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に、該当の契約条項を示す場所で閲覧することができる。

なお、閲覧設計図書の全部の入手を希望する場合は、該当の契約条項を示す場所に問い合わせること。

2 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、該当の公告に示す提出書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法

ア 該当の公告に示す受付期間内に、提出書類を該当の契約条項を示す場所に郵送（簡易書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）すること。

(2) その他

ア 確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 提出書類はA4版又はA3版で作成し、1部提出すること。

ウ 提出された書類は、返却しないものとする。

エ 提出された書類は、消防組合において無断使用することはない。

オ 虚偽の記載をした者は、当該入札への参加を認めないとともに、本消防組合の指名停止措置を行うことがある。

3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、本組合に対して入札参加資格がないと認めた理由（欠格理由）について、任意の様式による書面を、通知を受けた日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）を経過する日まで（午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。））に持参した場合に限り、説明を求めることができる。（郵送又は電送によるものは受け付けない。）

なお、説明を求められた場合は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（閉庁日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対して書面により回答する。

4 仕様書に関する質問回答

- (1) 質問については、指定の様式に記入し、該当の公告に示す期限までに、ファクシミリで該当の契約条項を示す場所へ提出すること。（郵送又は持参によるものは受け付けない。）
- (2) 回答については、該当の公告に示す日に、ファクシミリより回答する。

5 入札手続等

(1) 入札の方法

- ア 入札書及び業務費内訳書は、郵送（簡易書留郵便等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）により提出すること。
- イ 入札書は、二重封筒とし、表封筒に開札日、業務名及び入札書が在中している旨を記載し、契約担当者あての親展とすること。
- ウ 表封筒の中には、「入札書」と記載した中封筒、「業務費内訳書」と記載した中封筒を入れること。
- エ 「入札書」と記載した中封筒には、入札書を入れ、封印等の処理をすること。
- オ 「業務費内訳書」と記載した中封筒には、業務費内訳書を入れ、入札書と同様に封印等の処理をすること。
- カ 提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回は出来ない。
- キ 代理人により入札をしようとする場合は、委任状を表封筒に入れて提出すること。
- ク 開札は、公告に示す開札日時、場所において行う。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札書に記入する金額は千円止めとし、その表示方法は「××, 000円」とする。千円未満まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

(3) 業務費内訳書

- ア 入札書の提出に併せ、業務費内訳書を提出すること。
- イ 入札書に記載する金額は、業務費内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。
- ウ 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は参考資料として添付されている業務費内訳書（案）の項目に一致させること。
なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格（消費税込み）以下で作成すること。
また、業務費内訳書の表紙には、業務名、業務番号及び商号（名称）を記載すること。
- エ 業務費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 公告の5に掲げる資格のない者の行った入札
- イ 入札参加資格の確認を受けていない者の行った入札
- ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札
- エ 同じ入札に2以上の入札をした者の行った入札
- オ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札
- カ 入札参加資格確認後、相楽中部消防組合又は構成市町村の指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者、指名停止期間中である構成員を含む共同企業体等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- キ 金額を訂正した又は金額が特定できない入札書で入札した者の行った入札
- ク 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者あるいは対象案件が特定できない入札書（封筒を含む。）で入札した者の行った入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札の秩序を乱した者の行った入札
- コ 他人の名前又は他の商号が記載された内訳書を提出した者の行った入札
- サ その他入札条件に違反した者の行った入札

(5) 入札の辞退

入札に参加できない事情がある場合には、開札の開始に至るまでに契約条項を示す場所へ入札辞退届を郵送すること。

(6) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) 契約書作成の要否

要する。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

9 契約書の作成

落札者の決定後、落札決定通知書で指定した日までに作成し提出すること。

10 その他

- (1) 入札参加者は、本公告文、仕様書を熟読し、法令等を遵守すること。
- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (3) 開札後、契約を締結するまでに落札者（共同企業体が落札者である場合は、当該共

同企業体及び各構成員）が指名停止措置等に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(4) 予定価格以下で入札することができない場合は、入札を辞退すること。

なお、入札に参加した者が予定価格を上回る価格で入札した場合、失格とする。

(5) 落札者は、原則として資格確認資料で記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。

(6) 落札者は、契約の履行にあたり労働関係法令等を遵守すること。